

訪問看護料金表

～介護保険利用料金一覧表～

令和7年3月1日現在

1単位 = 10.21円

サービス内容	算定基準	保険単位数/回	
		介護	予防
訪問看護	20分未満	314単位	303単位
	30分未満	471単位	451単位
	30分以上～1時間未満	823単位	794単位
	1時間以上～1時間30分未満	1,128単位	1,090単位
訪問看護（リハビリ）	1回20分（1週間に6回まで）	294単位	284単位

その他の加算・減算 該当する場合は、以下の単位数が訪問看護費に加算されます。

項目	算定基準	保険単位数
夜間・早期加算	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）に訪問看護を行った場合	基本単価の25%
深夜加算	深夜（22時～6時）に訪問看護を行った場合	基本単価の50%
複数名訪問加算（Ⅰ）	複数の看護師等が同時に所要時間 30 分未満の訪問看護を行った場合	254単位
	複数の看護師等が同時に所要時間 30 分未満の訪問看護を行った場合	402単位
複数名訪問加算（Ⅱ）	看護師等が看護補助者と同時に所要時間 30 分未満の訪問看護を行った場合	201単位
	看護師等が看護補助者と同時に所要時間 30 分以上の訪問看護を行った場合	317単位
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要としている者に対して、1時間30分以上の訪問看護を行った場合	300単位
同一建物減算	1月当たりの利用者が20名以上居住する建物の場合	基本単価の10%を減算
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合	600単位/月
特別管理加算（Ⅰ） （例：パルンカテテル）	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施に当たり計画的な管理を行う場合	500単位/月
特別管理加算（Ⅱ） （例：在宅酸素）		250単位/月
ターミナルケア加算	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合	2,500単位/死亡月
初回訪問加算（Ⅰ）	新規利用時、または過去2か月間に利用がない場合 訪問看護計画書を作成した場合 （退院又は退所した日に介入した場合）	350単位/月
初回訪問加算（Ⅱ）	新規利用時、または過去2か月間に利用がない場合 訪問看護計画書を作成した場合	300単位/月
退院時共同指導加算	病院等に入院入所している者が、退院退所するにあたり療養上必要な退院時共同指導を行った場合	600単位/該当毎
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護員等に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成および緊急時の対応について助言を行い訪問介護員等と同行し業務の実施状況を確認した場合または、安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合	250単位/月

項目	算定基準	保険単位数
看護体制強化加算：予防	①前6か月間利用者総数のうち、緊急時介護予防訪問看護加算の割合が50%を超えること ②前6か月間利用者総数のうち、特別管理加算の割合が20%を超えること ①と②のすべての条件を満たす場合	100単位/月
看護体制強化加算（Ⅰ）	①前6か月間利用者総数のうち、緊急時訪問看護の割合が50%を超えること ②前6か月間利用者総数のうち、特別管理加算の割合が20%を超えること ③前12か月間において、ターミナル加算の人数が5名以上であること ①、②、③のすべての条件を満たす場合	550単位/月
看護体制強化加算（Ⅱ）	①前6か月間利用者総数のうち、緊急時訪問看護の割合が50%を超えること ②前6か月間利用者総数のうち、特別管理加算の割合が20%を超えること ③前12か月間において、ターミナル加算の人数が1名以上であること ①または②の条件を満たし、③の条件を満たす場合	200単位/月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	看護師等のうち勤続年数7年以上の者が30%以上	6単位/回
専門管理加算	一定の病状にある者に対して専門性の高い看護師（特定看護師）と看護師が同日に訪問した場合に算定	250単/月
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価をした場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	50単位/回

※利用者の負担割合に応じた額、ただし限度額を超えた場合は全額（10割）負担

その他の費用：介護保険の場合

①交通費：介護保険による介護サービスの場合は不要です。

※通常実施地域以外の地域の場合は、1 訪問につき自宅まで片道 5km 未満 300 円
5km 以上 10km 未満 400 円、10km 以上 500 円のご負担となります。

②交通費の利用者負担金は、（2）の①とともに、翌月の月末に請求書をお送りしますので現金もしくは口座振り込み、自動引き落としでお支払いください。

③上記の利用者負担金は、「月 1 回のサービス提供分で法定代理受理(現物給付)の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など償還払いとなる場合には、いったん利用者が利用料(10 割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9 割)を請求することになります」介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業所に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、1 か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。

利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

④その他の費用：サービスの実施に必要な自宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、利用者負担となります。